

第12回

大阪府立金岡高等学校 アスベスト飛散事故に関する 協議会

第12回協議会での検討内容

- I 健康リスク評価結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応について
 - 1. 金岡高校アスベスト飛散事故に係る今後の対応
 - 2. 再発防止策について
 - 3. アスベストが万一検出された場合の対処方法

- II 「大阪府立金岡高等学校アスベスト飛散事故に関する
検証結果報告書（案）」について

I.健康リスク評価結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応について

○大阪府立金岡高校耐震大規模改修工事の工事中に発生した、アスベスト飛散による生徒や教職員の健康への影響について、考え得る最悪の状況を想定して推計した曝露量に基づき健康リスク評価を行ったところ、幸いにも、

「生徒および教職員が受けたアスベスト曝露は、健康面での経過観察や健康管理等の対応を今後とる必要はないと判断できる健康リスクのレベルであり、現時点では、さらなる情報収集や評価等の作業も必要ないと判断できる」という結果となった。

○この結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応及び再発防止策等については、次のとおりとしたい。

I.健康リスク評価結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応について

1. 金岡高校アスベスト飛散事故に係る今後の対応

○府教育庁としては、引き続き必要なアスベスト対策を確実に行っていくとともに、金岡高校においてアスベスト飛散事故があったことについて関係者間で風化させることのないよう、下記の対応を行いたい。

1) 飛散事故に関する記録を府教育庁施設財務課にて永年管理する

検証結果報告書、協議会資料、説明会資料、工事関係書類、当時の関係者名簿（生徒、近隣住民、来校者、教職員の氏名、住所、電話番号等）について永年管理を行う。なお、個人情報管理には万全を期すものとする。

2) 金岡高校アスベスト飛散事故に関するホームページを継続掲載する

検証結果報告書、協議会資料、説明会資料等について、引き続き府教育庁ホームページ上に掲載を続ける。

I.健康リスク評価結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応について

3) 本件に係る対応窓口を府教育庁施設財務課内及び金岡高校に設置する

本件に関する問い合わせ等に今後対応するために、窓口を府教育庁施設財務課と金岡高校に常設する。

4) 金岡高校アスベスト飛散事故に関する協議会を存置する

健康リスク評価のまとめとして、「将来、アスベストの有害性に関して、これまでの知見よりも低濃度で発がん等の有害な影響が生じるなど、信頼できる新たな科学的知見が見いだされた場合には、健康リスクの再評価を実施するかどうか検討する」こととなっていることから、協議会は一旦活動休止とするが、将来対応が可能なように存置する。

I.健康リスク評価結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応について

5) 金岡高校におけるアスベスト除去工事について

金岡高校では、平成27年度に特別教室棟内、平成28年度に普通教室棟内及び渡り廊下のアスベスト除去を実施した。

さらに、平成29年度及び30年度においては校舎外部庇部分等の除去工事の計画をしていたところであるが、平成28年12月のアスベスト気中濃度測定でのアスベスト検出事案やアスベスト片発見事案が発生し、これらが工事に起因したものであるか等は不明であるものの、改めてアスベスト濃度管理の困難さや除去することによる曝露リスクの可能性等が浮き彫りになった。

除去工事は国土交通省基準等に則って実施するが、短い夏休み期間中での完了が必須という工期的な制約や、気中のアスベスト繊維は肉眼で判別できないほど微小なもので、負圧除塵機やセキュリティゾーン等での漏洩監視や性能維持管理の難しさ等もあり、除去工事中のアスベスト濃度管理はかなり厳しい状況下で行わなければならないものと推察される。

I.健康リスク評価結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応について

5) 金岡高校におけるアスベスト除去工事の完了（続き）

したがって、生徒や教職員の曝露リスクを最小限とするには、予定していた29年度と30年度の除去工事を行わず、現状をこのまま保持することが最適であり、代わりに囲い込み部分を再点検し、補修等の措置を必要に応じて行うこととし、以降は囲い込み部分の継続的な点検と濃度管理を適切に実施していくこととする。

I.健康リスク評価結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応について

2. 再発防止策について

協議会で実施した関係者へのヒアリング等の結果から、金岡高校でアスベスト飛散事故が起こった原因として、次の2点が挙げられる。

- ①職員・工事業者・工事監理者のアスベスト知識不足
- ②アスベストは無いとの既設図面を鵜呑みにした

この点を踏まえ、再発防止策として、①については、職員へのアスベスト教育、国との連携、全国・近畿への事例情報発信、工事における適切な対応に取り組み、②については、職員へのアスベスト教育、アスベストに関する情報の一元管理、アスベスト封じ込め・囲い込み処置済み建物の適切管理に取り組む。

具体的な内容は以下のとおり。

I.健康リスク評価結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応について

1) 職員へのアスベスト教育実施

本件を教訓とし風化させないために、施設財務課職員のアスベスト教育・研修を人事異動後等のタイミングで定期的を実施する。また、庁内のアスベスト対策推進会議へ参画し、積極的な情報共有も図っていく。

2) アスベストに関する情報の一元管理

平成17年度に作成した、学校別、建物別、建築部位（天井、床、壁、梁等）別でのアスベスト使用建材一覧台帳に適宜新たな情報を反映させ、改修設計等を行う際に本台帳を有効活用することで、飛散事故の発生を未然に防止する。

3) 国との連携、全国・近畿への事例情報発信

文部科学省や環境省、厚生労働省等の関係省庁ともアスベストに関わる問題点等について情報共有し、必要に応じて協力を求めるとともに、学校建築技術に関する全国的な協議会や府内市町村協議会等の場において、今回の事例を情報発信していく。

I.健康リスク評価結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応について

4) アスベスト囲い込み・封じ込め処置済み建物の適切管理

アスベスト含有吹き付け材を使用している府立学校については、アスベストが飛散しないように、囲い込み等の処置を平成18年度までに講じており、年1回の定期的な環境測定を実施してきた。

平成18年度には「府立学校の施設に関するアスベスト管理マニュアル」を作成しており（最終改正 平成26年度）、本マニュアルに基づき適切なアスベスト管理（年1回の気中濃度測定、囲い込み等の随時点検）を継続し、学校での小規模修繕などでも吹付材を傷つけることのないよう、情報共有を徹底する。

アスベストの除去については、今後の府立学校再編整備（統廃合）の検討状況や府の財政状況も鑑みながら、将来建替え等で建物を解体する際に、解体前のタイミングでアスベスト除去工事を行うことを基本とする。

なお、囲い込み・封じ込め処置部分は処置後相当の年数が経過していることから、劣化状況等について今後一斉点検し、修繕等の必要に応じた措置を実施するものとする。

I.健康リスク評価結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応について

5) 工事における適切な対応

アスベスト除去工事を実施する際には、十分なスキルレベルのある工事業者を選定する必要があることから、除去工法についての建設技術審査証明の取得や工事実績（施工回数や施工規模）等を入札参加条件として適切に設定することにより、業者選定を慎重に行う。また、大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工事着手前のアスベスト含有事前調査の実施を徹底する。事前調査にあたっては、国土交通省が創設した「建築物石綿含有建材調査者」等の活用も図っていく。

3. アスベストが万一検出された場合の対処方法

気中濃度測定等によりアスベストが万一検出された際には、公表を行うとともに、速やかに学校と連携して立入制限等の措置を講じ、現場状況を確認・点検し、真空掃除機等による清掃活動を徹底的に行った上で、気中濃度測定により適切な処置が行われたことを確認する。